

三宅町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第3項の規定により執行した事務監査について同法同条第14項の規定により、三宅町各所管部局等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月24日

三宅町代表監査委員 片岡 嘉夫

三宅町監査委員 松田 晴光

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
まちづくり推進部 土木管理課 (旧上下水道課)	令和4年 12月15日	●浄水施設改修解体工事及び工事に伴う現場管理業務 ・指名業者選定にあたり建築主体とされていたが、工事内容からすると土木主体とも考えられる。この決定権は指名審査会で決定すべき内容であるが、工事担当課としてもどの種別の業者を主とするべきか基準を整理すること。注意事項 ・現場監理業務においては実施設計業者への随意契約となっている。実施設計と監理業務が同一業者となると、第三者の視点で実施設計をチェックすることが困難となる。実施設計上の誤りが発見された時に、責任の所在や追加資料として安易に請求されることもあるので注意が必要。意見事項	・今回監査の対象となった工事については、水道施設の解体工事を主として一部建築物の改修工事を伴うことから、建設業法に定める建設工事の種類を建築一式として一般競争入札により業者選定を行ったものであります。今後は指名審査会に諮る建設工事の内容を建設業法別表に掲げる建設工事の業種種類に鑑み、案件調書に詳細に記載する事項を整理してより明確化して参ります。 ・今回監査の対象となった監理業務については、一般工作物の解体工事と異なる浄水場施設解体の特殊性（コンクリート構造物・電気設備・機械設備等）から、実施設計を行いその内容を熟知している業者に監理業務を随意契約にて委託を行ったものであります。まちづくり推進部発注の建築工事においては原則、監理業務は実施設計と別発注を行っているところではありますが、今回監査の意見事項として改めて検証を行い、今後も適正な業務発注に十分留意して参ります。

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
		・両事業とも担当課が完了時に本来行う精査業務を、十分に精算されていなかった。 指摘事項	・今回の監査で指摘を受け、完了時の出来高精算については、より正確を期するよう以下のとおり改善措置を行います。 工事監理等の業務委託においては、業務日報に加えその業務数量を確認するため写真等を含めた提出書類の必要を今後の業務仕様書に追加して参ります。 建設工事の出来高精算については、発注者側からの変更指示を行ったもの、請負業者から提出される完成図書に基づき対等な立場において協議し、双方過不足が生じないよう適正に増額又は減額の変更契約を行って参ります。
まちづくり推進課	令和4年 12月15日	●三宅町現場技術業務 ・特になし	—————
住民福祉部 保険医療課	令和4年 12月15日	●地域包括支援センター業務委託 ・以前の監査でも指摘しましたが、業務を委託し金銭を支払う以上は業務仕様書どおりに履行されているかどうか発注担当者がより深く確認する必要がある。 指摘事項	・業務委託先の業務仕様書に基づく履行状況、業務実績等に対する点検については、業務実績に対する報告書による履行状況の確認を行うとともに、履行状況に対する現地監査を年1回必ず実施いたします。

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
みやけイノベーション推進部 産業振興課	令和4年 12月16日	●多面的機能支払交付金 ・実施の手間等があるものの三宅町全体に広まるようにPRする必要があると思われる。口頭指導事項 ●三宅町商工会補助金 ・事務費における領収書の添付不足や商工会内部での補助金支出にあたり用途を証明する資料がない。注意事項	_____ ・三宅町商工会補助金に係る注意事項の措置内容については、令和4年度分より領収書またはそれに代わる書類添付の徹底を確認し、商工会内部での補助金について適正な用途であることが確認できる資料添付を求め、適正事務に努めているところ。
総務部 総務課	令和4年 12月16日	●住民情報系システム保守委託料 ・発注時の約束ごととして単年度契約とし契約金額の見直しをしないなら、今後は長期契約とすべきと思われる。単年度契約とした意味がないと思われる。意見事項	・住民情報系システムは複数年間にわたり同一システムを使用するものであるが、制度改正への対応等が必要であることから、適宜システムの改修等を行っている。ついでには、システム保守料への反映も考慮しつつ、単年度契約を締結している。また、三宅町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年3月三

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
健康子ども局 健康子ども課	令和4年 12月16日	●情報系システム保守委託料 ・契約書に内訳明細の添付がない。 意見事項 ●公金等の取扱 ・日々、金銭収受の記録を残されているが、業務終了時、金庫内にいくら現金が保管されているか不明確な状況であった。必ず日々業務終了時にいくら金額が保管されているか確認記録すべき。 注意事項	宅町条例第18号)第2号の規定に基づき、その要件を満たす性質の契約については、引き続き適正な運用に努める。 ・業務発注時における仕様書等により契約内容は担保されると考えるが、今後は必要に応じ契約書や約款において、内訳明細や業務内容を明記するよう努める。 ・これまで、入金状況確認表(課独自様式)と収入伝票を用いて日々の金銭収受管理を行っていたが、金庫内に保管されている金額まで記載する様式になっていなかった。令和5年1月より、町として定めている「公金等確認簿」を用いて、日々の収受を確認し、記録として残すよう改善している。

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
会計課	令和４年 １２月１６日	●公金等の取扱 ・領収印は各課で作成し保管しているとのことであるが、町全体でどの課にいくつの領収印が作成され保管されているのかが不明な状況は適正な管理が行われているとは思えない。 注意事項	・領収印については、会計規則において様式のみ第１１条の３で定められていましたが管理については規定はありませんでした。そのため、領収印の作成、廃止の際は別紙に定める様式により、会計管理者に届け出ることとした条文を規則に追加いたしました。今後はこの規定に則り領収印の管理を行って参ります。現状の把握については、全課に領収印の有無、個数を問い合わせ、回答を得、一覧として整理いたしました。
みやけイノベーション推進部 政策推進課	令和４年 １２月１６日	●公金等の取扱 ・Mi i Moで扱う釣り銭が職員の自費でまかなわれていた。 指摘事項	・当課においては、この度の事務監査での指摘事項を重く受け止め、速やかに是正措置を完了したところ。今後、会計処理に適正な事務取扱について、より一層徹底し、再発防止に努めて参りたい。
健康子ども局 幼稚園	令和４年 １２月１６日	●公金等の取扱 ・特になし	_____
教育委員会事務局 教育総務課	令和４年 １２月１６日	●公金等の取扱 ・特になし	_____